

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成23年3月22日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

中越プラザビル

(2) 所在地

東広島市西条中央四丁目1番1号

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 東広島市西条町大字御菌字折居700-4

(変更後) 東広島市西条中央四丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社フレスタ	代表取締役 宗 兼 邦 生	広島市西区横川町三丁目2番36号
株式会社リカーズ	代表取締役 東 井 幸 子	広島市安佐南区長東六丁目8番46号
ダイキ株式会社	代表取締役 佐 藤 一 郎	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社フレスタ	代表取締役	広島市西区横川町三丁目2番36号

	宗 兼 邦 生	
有限会社宇吹商事	代表取締役 宇 吹 新 次	東広島市西条中央六丁目3番4号
株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 吉 田 雅 司	千葉県松戸市新松戸東9番地1

3 変更年月日及び変更の理由

変更に係る事項	変更年月日	変更の理由
大規模小売店舗の所在地	平成5年12月6日	住居表示が実施されたため。
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	平成23年3月17日	店舗の借主が変更されることとなったため。

4 届出年月日

平成23年3月9日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年3月22日（火）から同年7月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年7月22日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課